

監査事務局 令和3年度 局運営方針

1. 主な現状と課題

急速に進む高齢化や公共施設の老朽化等により、本市の財政状況は、今後ますます厳しくなることが見込まれており、資源が限られる中で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、適正な事務の執行を確保することが求められています。

また、地方自治法の改正により、令和2年4月1日から監査基準に従った監査等の実施、勧告制度の創設等による監査制度の充実強化が図られたことに加え、令和3年度には内部統制評価報告書が監査委員の審査に付されることになるなど、監査委員の役割はより重要になっています。

(1) 適正かつ効果的な監査等の実施及び監査技術のスキルアップ

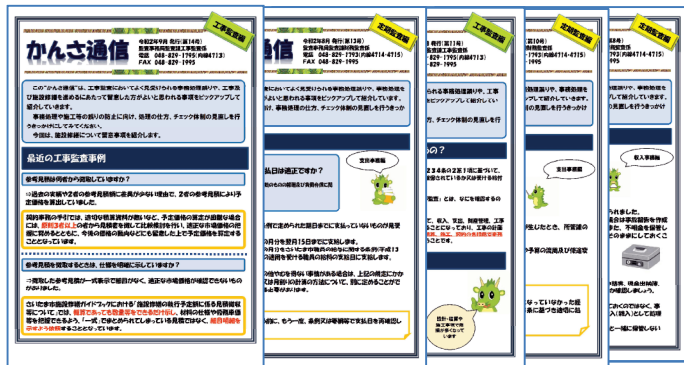
経済性、効率性かつ有効性の視点を考慮するとともに、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案しながら、財務事務の執行等について、適正かつ効果的な監査、検査、審査を実施します。

また、監査の結果に関しては、「決算審査意見書」や「監査結果報告書」等を議会及び市長等に提出し、公表するとともに、よくある事務処理誤りの事例を全庁に周知することにより、事務処理誤りの予防に努めます。

さらに、監査技術のスキルアップを図るため、外部機関が主催する研修等に積極的に参加するとともに、国や全国の各都市からの情報収集に努め、専門性の高い職員の育成強化に努めます。



決算審査意見書



かんさ通信

※ 監査等の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）、行政監査（地方自治法第199条第2項）、財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）、決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）、例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）、健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）、住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第5項）、内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）等

2. 基本方針・区分別主要事業

適正な事務の執行を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにするため、適正かつ効果的な監査等を実施します。

(1) 監査、検査及び審査の実施並びに監査事務の調査、研修等を実施します。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	令和3年度	令和2年度	説明	概要掲載ページ
1		監査事務局運営事業 〔監査課〕	9,225 (9,225)	9,309 (9,309)	市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務事業の執行等について監査等を実施	608

3. 見直し事業一覧

(単位：千円)

課名	見直し事業名	見直しの理由及び内容	コスト削減額
監査課	印刷製本費の見直し	過去の実績に基づき、予算額を縮小する。	△ 195